

議案第 52 号

幸手市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

幸手市認可地縁団体印鑑条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 11 条中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、職務代行者及び地縁団体登録台帳に関する引用条項の改正その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。